

社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧

【I 健康保険・厚生年金保険 適用】

平成20年1月17日

(マニュアル)分類	番号	分類コード①	分類コード②	事務局	業務処理名	案件名	疑義内容	回答	回答月
III-1	79	1301	4	大阪	被扶養者(異動)届(認定)	所得税法上の扶養親族に対する添付書類について	被扶養者の認定及び被扶養者調書において、「収入が確認できる書類等の添付について、所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている人については、事業主の証明をもって不要とする」とあるが、所得税法上の扶養親族等であっても、収入が130万円以上の場合があるため、一律に添付書類を省略してもいいものか。 遺族年金や障害年金の受給者については、所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっていても、収入面においては130万円もしくは180万円を上回るケースがあるため。	所得税法上の扶養親族等であっても、非課税収入(遺族年金、障害年金、傷病手当金、失業給付等)がある場合は、収入欄へ金額の記入を求めるとともに、収入額の判る書類の添付を求める。 なお、収入欄については、非課税収入を含めた金額を記載するよう、事業主等への周知をお願いしたい。	2006年10月